



この社会あなたの税がいきている

くじ市税だより

No. 105

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に賦課されます。税額の算定に必要な届け出などがありますので、確認ください。 関税務課

●家屋調査に協力を

新築・増築された家屋は、税務課職員が家屋調査を行い、課税の基準となる価格を決定します。調査依頼が遅れた場合、入居後の調査となり、ご迷惑をおかけすることが予想されますので、完成日が決まり次第、連絡ください。

●家屋を取り壊した場合の手続き

家屋の建て替えや災害などにより家屋を取り壊した場合、届け出が必要です。翌年度以降の課税が見直しになる場合があるため、解体工事完了後は、速やかに届け出ください。

●住宅用地の特例

居住している住宅用地は、面積に応じて特例措置が適用されます。新たに住宅用地となった、住宅用地でなくなったなど土地の利用方法に変更があった場合は、連絡ください。

●太陽光発電のパネル設置

太陽光発電パネル（10坪未満を除く）を設置した場合、償却資産の申告が必要です。土地の評価のため、場所・地積など現況を確認しますので、太陽光発電パネルを設置する場合は速やかに連絡ください。

●所有権移転の手続き

相続や売買を行った場合、未登記家屋の所有権移転は税務課に届け出が必要です。土地や家屋の登記は法務局で手続きを行ってください。所有権移転の手続きは速やかに届け出ください。

●家屋に対する減額措置

既存住宅のバリアフリー改修工事、耐震や省エネ改修工事などを行った住宅に対して、固定資産税が減額されることがあります。対象や要件、提出書類については、問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の各種手続きは期限内に！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の納税（申告・報告）義務者に課税されています。当該車両に変更があった場合は、その事由が発生した日から15日以内に手続きする必要がありますので、ご注意ください。 ※手続き内容によっては、必要なものが加わることがあります。 関税務課

車両の種類	事由	持参するもの
原動機付自転車（～125cc） 小型特殊自動車	①住所変更、廃車、市内の人へ譲渡する場合 ⇒久慈市役所税務課 ②転出、市外の人へ譲渡する場合 ⇒久慈市役所税務課と転出先（新使用者が居住する）の市区町村	○本人確認書類、譲渡証明書（申告書証明欄での証明でも可） ○ナンバープレート（廃車、転出、市外の人に譲渡する場合）
軽三輪 軽四輪	転出、譲渡、廃車などをする場合 ⇒軽自動車検査協会岩手事務所（☎050-3816-1833）または、転出先の軽自動車協会	各対応窓口での手続きとなります。手続き方法などは、各対応窓口へお問い合わせください。
軽二輪（125cc超～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	転出、譲渡、廃車などをする場合 ⇒東北運輸局岩手運輸支局（☎050-5540-2010） または、転出先の運輸支局	

市税などの質問・相談窓口

■市民課 ☎52-2118

●国民健康保険、後期高齢者医療関係 国保年金係

■収納課 ☎52-2368

●口座振替、納税証明など 管理係
●納税の方法など 収納係

■税務課 ☎52-2114

●市県民税、軽自動車税、国民健康保険税 市民税係
●固定資産税（土地・家屋・償却） 資産税係

健康保険の変更は市民課に届け出をお願いします

関市民課国保年金係 ☎52-2118

【国保喪失の手続き】

就職などで職場の健康保険（社会保険など）に加入した場合は、下記のものを持参し手続きください。

- ①返還する国保保険証または、資格確認書
- ②本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ③資格取得証明書または資格確認書（資格情報のお知らせ）

【国保取得の手続き】

退職などで職場の保険を脱退した場合は、下記のものを持参し手続きをお願いします。

- ①本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ②資格喪失証明書

市税や各種料金など納付の確認をしましょう

令和6年度の市税などは、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の第8期（2月28日納期限）が最後の納期です。納期限を過ぎてから納付した場合、延滞金が加算される場合があります。納め忘れないか確認願います。

納付がない場合、督促状や納税催告書を送付したのち、給与や預貯金などの各種財産の差し押さえを行っています。市税などをすぐに納付できない場合は、早めに相談ください。

国民健康保険税を納めていない人は、差し押さえのほか、医療費の全額を一旦自己負担しなければならない「特別療養費」の対象となる場合があります。

市税の納付は口座振替がおすすめです

口座振替は、一度申し込みをすると納期限の日に指定の口座から自動引き落としで納付ができるため、納め忘れない便利な納税方法です。次のいずれかの方法で申し込みができます。 関収納課

①口座振替依頼書の提出



金融機関または市役所・山形総合支所の窓口で申し込み手続きができます。

▶用意するもの…

- ・通帳またはキャッシュカード
- ・銀行届出印
- ・納税通知書または納付書

② Web 口座振替受付サービス



スマートフォンやパソコンなどから申し込み手続きができます。二次元コードからアクセスしてください。

▶用意するもの…

- ・通帳またはキャッシュカード
- ・納税通知書または納付書



市税は、納付書に印字されたe L-Q Rを利用し、下記の方法で納付することもできます。

- 金融機関窓口での現金納付（全国のe L-Q R対応金融機関）
- スマートフォン決済アプリで納付
- 地方税お支払いサイトで納付（クレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト方式による口座振替などが利用できます）